

平成二十八年十月七日提出
質問第五二号

介護報酬一単位当たりの地域区分に関する質問主意書

提出者 鈴木義弘

介護報酬一単位当たりの地域区分に関する質問主意書

高齢化の進展が著しい我が国では、介護人材の確保が喫緊の課題である。介護職員処遇改善に係る各所が尽力している事は承知しているが、現在適用されている介護報酬における地域区分による上乗せは、一級地の二十％から、上乗せなしの地域まで八区分されている。地域間の人件費の差を勘案し、介護保険費用の配分方法を調整する機能を有する一方、その係数の高低で介護報酬からの収入に差異が生じ施設職員の採用や流出に苦慮していることから、次の点について政府の見解を問う。

一 介護報酬一単位当たりの地域区分に定める単価は平成二十九年までの経過措置と聞く。

1 単価の見直しの際には、地域間の状況を勘案し隣接、近隣市町村間の差を出来る限り縮小すべきと考えるが、政府の見解を問う。

2 介護報酬一単位当たりの地域区分の単価は、公務員の地域手当の設定に準拠すると聞くが、そもそも地域区分はどのような要因により区分しているのか。

右質問する。